

【会 費】

会費は、全国労保連への入会金として1,000円、年会費として均等割会費 年額24,000円(本部6,000円・本会18,000円)と規模別会費の合計額となります。なお、規模別会費(委託事業場数別)は、委託事業場数別に16ランク(4,200円～93,600円)に分かれています。

令和6年5月28日改定

委託事業場数	規模別会費(年額) 円
～30	4,200
31～50	9,600
51～100	13,800
101～200	22,200
201～300	23,400
301～400	24,600
401～500	25,800
501～600	38,400
601～700	39,600
701～800	40,800
801～900	42,000
901～1000	43,200
1001～2000	75,600
2001～3000	81,600
3001～5000	87,600
5001～	93,600

※ 委託事業場の規模は、事務組合の認可要件である30事業場を区切りとし、それ以上を50事業場単位で区分しています。

- (1) 委託事業場数は、前年度の労働保険年度更新時における概算事業場数とします。但し、新規加入者の委託事業場数は、入会申込書に記載されている委託事業場数とします。
- (2) 新規加入者で、加入時期が事業年度開始後1ヶ月を経過した場合には、入会申込月の属する月からの月割とします。
- (3) 会費は、毎年6月末日までに納入するものとし、6月以降の新規加入者は、入会申込後1ヶ月以内に納入するものとします。